

会社法における コーポレート・ガバナンス規制の改正

岡 田 昌 浩

一 はじめに

平成17年6月29日、「会社法」（平成17年法律86号）が国会で可決された。この新会社法は、会社に関する法規定を形式面でも実質面でも大幅に変更した。

1 形式面の変更点

形式面の変更点としては、まず、複数の法律にまたがって規定されていた会社に関する法規定を、一つの法典にまとめたことが挙げられる。すなわち、従来は商法（明治32年法律48号）第2編、商法特例法（「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」。昭和49年法律22号）、有限会社法（昭和13年法律74号）などに分散して規定されていたが、これを「会社法」にまとめたのである¹。

また、現代語化も形式面での変更点の一つである。会社に関する法規定の中核をなす商法は文語体で書かれており、また明治時代の立法であるため用語も現代にそぐわないもの（典型的には「番頭」「手代」（改正前商法38条2項）など）があった。新会社法は文体を口語体に直し、また用語の

1 相澤哲＝郡谷大輔「新会社法の解説(1) 会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」商事法務1737号12頁（2005年）。

現代語化を図った²。

その他の形式面での変更としては、編立てを変更し、また条文配置を工夫して条文の準用をできるだけ廃するなど、利用者が利用しやすい法律を目指していることも挙げられる³。

2 実質面の変更

こうした形式面での変更のみならず、会社法は、会社に関する法規定を実質面でも変更している。

新会社法制定以前、会社に関する法規定については、短期間で何度も改正が行われていた。平成12年以降について見れば、主な改正として、平成12年改正（会社分割制度の導入。内閣提出法案）、平成13年6月改正（法律79号。自己株式取得・保有規制の緩和等。議員立法）、平成13年11月改正（法律128号。株式制度改正、ITへの対応。内閣提出法案）、平成13年12月改正（法律149号。監査役制度の強化、取締役の責任軽減制度の導入、株主代表訴訟制度の改革。議員立法）、平成14年改正（委員会等設置会社の導入等。内閣提出法案）、平成15年改正（自己株式取得制度改正。議員立法）、平成16年改正（電子公告制度の導入、株券不発行制度の導入。内閣提出法案）が挙げられる。このように、会社に関する法規定が、内閣提出法案によるものと議員立法とが入り交じって相次いで改正されており、部分的には体系的整合性を欠く部分も見られるようになった。このため、全体的な整合性を持たせ、また現在の経済的・社会的状況に適合するように体系的に見直しをする必要が生じた。こうして、新会社法では実質的改正も行われたのである⁴。

2 相澤他・前掲脚注1・12頁。

3 相澤他・前掲脚注1・13頁。

4 相澤他・前掲脚注1・12頁。

新会社法による実質的改正は、大きく3つに分類できる。

第一は、規制緩和のための改正である。従来の商法は、規制によって会社をあるべき姿へ誘導するという考え方が色濃かったといえる。しかし、近時においては迅速かつ効率的な経営の実現という要請も強い。そこで、従来の規制のうち経済実態にそぐわず不要なものを除去することで、会社が負担を強制されていたコストを軽減することとした。また、当事者の自由な選択が許されていなかった事項につき、当事者の選択肢を拡大し自由に委ねることで、より迅速かつ効率的な経営に適した会社を作り上げることを可能にしたのである⁵。

第二は、規制の不均衡の是正のための改正である。従来、経済的実質はほぼ同一でありながら、歴史的経緯等により異なる規制が併存したものがあつたが、これを是正した。有限会社を廃止し株式譲渡制限会社である株式会社と統合したのは、その代表例である⁶。

そして最後に、規制強化のための改正である。会社をめぐる関係者の利害調整が適切に行わるように、従来なかった規制が設けられたり、規制が強化されたりしている⁷。

こうした実質的改正は会社法の全領域にわたるが、本報告ではそのうちコーポレート・ガバナンスに関わる改正につき説明することとする。

二 新会社法によるコーポレート・ガバナンスに関わる改正点

コーポレート・ガバナンスに関する改正は多岐にわたるが、本報告ではそのうち重要と思われるものにつき、前述の3つに分類して取り上げるこ

5 相澤他・前掲脚注1・16頁。

6 相澤他・前掲脚注1・18頁。

7 相澤他・前掲脚注1・19頁。

ととする。

1 規制緩和

コーポレート・ガバナンスに関する規制緩和の例としては、以下のものが挙げられる。

(1) 機関構成の多様化

従来、株式会社においては、会社規模により機関の組み合わせは固定されていた。すなわち、株式会社を大会社（廃止前商法特例法1条の2第1項。資本金5億円以上または負債200億円以上の会社）、小会社（廃止前商法特例法1条の2第2項。資本金1億円以下の会社）、それ以外の会社（いわゆる中会社）に分け、中会社には株主総会以外の機関として取締役会と監査役が置かれた。小会社においても取締役会と監査役が置かれたが、監査役の権限は会計監査に限定された（廃止前商法特例法22条以下参照）。大会社においては、複数の監査役により監査役会が組織され（廃止前商法特例法18条の2第1項）、また会計監査人が置かれた（廃止前商法特例法2条1項）。有限会社においては、規模にかかわらず、取締役を置くことを要し（廃止前有限会社法25条）、また定款に規定することで監査役を設置することができた（廃止前有限会社法33条1項）。

ただし、会社法制定以前においても、機関構成の多様化の動きはあった。平成14年商法特例法改正により、定款の規定によって大会社が委員会等設置会社を選択すること（廃止前商法特例法1条の2第3項）、中会社が大会社と同様の機関の組み合わせを選択すること（廃止前商法特例法2条2項）が可能となっている。

これに対し、新会社法では、機関設計についての法による義務づけを最小限にとどめ、広く当事者の自由な選択を認めた。具体的には、会社を規模の大小のみならず、株式譲渡制限の有無によっても区分し、それぞれの

類型ごとに選択可能な機関の組み合わせが定められた⁸。会社は定款の規定によって機関の組み合わせを選択できる（会社法326条2項）。

会社法の下での法規制としては、まず、公開会社（会社法2条5号。株式譲渡制限のない株式がある会社）についての規制がある。公開会社は、株主が自由に譲渡されうるものであるため、株主が頻繁に変動する可能性があり、それゆえ株主による経営への継続的かつ積極的関与を期待することは困難であることも考えられる。このため、取締役会の設置を強制し（会社法327条1項1号）、また監査役など経営者をコントロールする機関の設置を強制する（会社法327条2項など）といった手段によって、経営の健全性確保を図ることとしている⁹。これに対し、非公開会社においては、株主によるコントロールが期待できるため、上記の機関の設置を強制する必要はない¹⁰。また、こうした会社が公開会社同様の機関設計を採用することをあえて法で禁じなければならない合理的な理由もない¹¹。そこで、株主総会の他の機関として取締役のみを置く会社とするか、取締役に加えて監査役を置く会社とするか、公開会社と同様に取締役会を置くこととするか、といった機関設計を株主の選択に委ねることとしたのである。

また、大会社（会社法2条6項。定義は従来と同じ）についての規制もある。大会社は、その規模が大きく計算関係が複雑となる上、債権者などの利害関係者も多数にわたることが多い。このため、外部の専門家による会計監査を強制するなどの手段によって、会社の会計処理の適正さを担保する必要が生じる。そこで、大会社には会計監査人を置くことが義務づけ

8 相澤哲＝石井裕介「新会社法の解説(8) 株主総会以外の機関(上)」商事法務1744号88頁（2005年）。

9 相澤他・前掲脚注8・92頁。

10 非公開会社において、従来の有限会社と同様の機関設計を採用できるようにしたという側面もある。相澤哲編著『一問一答 新・会社法』109頁（商事法務、2005年）。

11 相澤・前掲脚注10・103頁。

られ（会社法328条、327条5項）、加えて、会計監査人の独立性担保のため委員会または監査役が置かれることが要求される（会社法327条3項）¹²。これに対し、中小会社については、会社に多大なコストのかかる外部者による会計監査などを強制することはかえって社会的に不利益である。しかし、こうした会社が大会社同様の機関設計を採用することを認めない理由もない¹³。それゆえ、会計監査人の設置は任意とし、会計監査人を置かないこととするか、大会社同様に会計監査人を置くこととするかは株主の選択に委ねたのである。

以上の結果、公開大会社においては従来と同様の機関の組み合わせしか認められないのに対し¹⁴、非公開中小会社においては多様な機関の組み合わせが認められることとなる。

また、新会社法は新たに「会計参与」という機関を創設した。会計参与は取締役と共同して計算書類等の作成等の職務を遂行する機関であり（会社法374条1項）、選任されるのは公認会計士（監査法人）または税理士（税理士法人）に限られる（会社法333条1項）。会計参与は原則として定款により任意に設置することができるものであり（会社法326条2項）¹⁵、これ

12 相澤他・前掲脚注8・93頁。

13 相澤・前掲脚注10・103頁。

14 委員会設置会社ではない公開大会社においては、監査役会の設置が強制されている（328条1項）。これは、こうした会社では株主が多数になりかつ頻繁に移動することも多く、株主による経営への監視が及びにくいためと説明されている。相澤他・前掲脚注8・94頁。かかる強制により、公開大会社については、新会社法の下でも従来の選択肢（監査役会設置会社と委員会等設置会社）と同様の選択肢しか与えられないこととなる。

15 委員会設置会社ではない非公開会社で、取締役会を設置しながら監査役を置かない場合、会計参与の設置が強制される（会社法327条2項但書）。非公開会社においては株主による監督がある程度期待できることから、会計の適正さを担保するための仕組みを採用する（すなわち、会計参与または会計監査権限のみを有する監査役を置く）ことで足りるとしたためである。相澤他・前掲脚注8・93頁。

も機関構成の多様化を可能としている。

このように、とりわけ非公開中小会社においては定款自治の幅が広がっている。会社が自らに適合した機関の組み合わせを選択することで、より好ましいコーポレート・ガバナンスが実現されることを法は期待しているのである。

(2) 取締役の解任

従来、株式会社の取締役の解任は、株主総会の特別決議によることとなっていた（改正前商法257条1項）。特別決議に関しては定款の規定によっても定足数を3分の1未満にすることができないとされていた（改正前商法343条2項）。また、議決権の3分の2以上の賛成という決議要件については、加重は定款の規定により可能と解されていた¹⁶。

これに対し、新会社法においては、取締役の解任については、累積投票（会社法342条）により選任された取締役を除き、株主総会の普通決議によることとされた（会社法339条1項、309条2項7号参照）。ただし、定款の規定によっても定足数を3分の1未満にすることができず、議決権の過半数の賛成という決議要件については定款により加重可能である（会社法341条）。この改正は株主総会による取締役に対するコントロールの強化を意図したものであるが¹⁷、解任の株主総会決議の要件につき、定款自治の幅を広げたものともいえよう。

(3) 剰余金配当の決定機関

従来、利益配当については、利益処分案の承認という形で、株主総会の決議を要していた（改正前商法283条1項）。ただし、委員会等設置会社に

16 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法（第4版）』317頁（有斐閣、2005年）。ただし、定款による加重も認められないとの見解も存在した。実方謙二・新版注釈会社法（12）28頁・343条注釈3。

17 相澤・前掲脚注10・123頁。

については、一定の条件の下で、取締役会の承認があれば株主総会の承認を得たものとみなすこととされていた(廃止前商法特例法21条の31第1項)。

新会社法においては、原則として剰余金の配当は株主総会が決定することとされている(会社法454条1項)。ただし、会計監査人設置会社である監査役会設置会社または委員会設置会社であり、かつ取締役の任期が1年を超えない会社は、定款の定めにより、取締役会に決定権限を授け得る(会社法459条1項4号)。このような授権がある会社においては、一定の条件の下で、取締役会が剰余金の配当について決定をすることができる(会社法459条2項)。さらに、この場合、株主総会の配当に関する決定権限を、定款の定めにより否定することも可能である(会社法460条1項)。この改正は、委員会等設置会社と監査役会設置会社の不合理な差異の解消や、自己株式買受けの規制と配当の規制の不合理な差異の解消をその目的とするものであるが¹⁸、機関の権限分配につき、定款自治を拡大したものともいえよう。

(4) 事業譲渡・組織再編行為の株主総会による承認

従来、株式会社が営業の全部または重要な一部を譲り渡し、または営業の全部を譲り受ける場合には、株主総会の特別決議による承認を要した(改正前商法245条1項1号、3号)。また、合併等の組織再編行為についても、原則として、株主総会の承認を要した(改正前商法408条1項など)。しかし、譲受けの対価が会社の純資産額の20分の1以下の場合や、合併に際し発行する新株が発行済株式総数の20分の1以下である場合など、営業譲渡や組織再編の規模が小さい場合においては、株主総会の承認決議を省略できる(簡易営業譲受け、簡易合併等)とされていた(改正前商法245条ノ5第1項、413条ノ3第1項など)。規模が小さく株主・会社への影響が少

18 相澤哲=岩崎友彦「新会社法の解説⁽¹⁰⁾ 株式会社の計算等」商事法務1746号36頁(2005年)。

ない事業譲受け・組織再編行為については、株主総会決議を要求することは手間と費用の割に意味が乏しく¹⁹、経営者の決定に委ねるものとしたのである。

新会社法においても、事業の全部または重要な一部の譲渡、全部の譲受けや合併等の組織再編行為につき、株主総会の承認を要する（会社法467条1項1号ないし3号）。ただし、譲受けの対価として交付する資産の帳簿価額が純資産額の5分の1以下の場合、株主総会の承認決議を省略できる（会社法468条2項）。合併に際し交付する会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額、および交付するその他の財産の帳簿価額が純資産額の5分の1以下である場合、存続会社につき株主総会の承認決議を省略できる（会社法796条3項）。その他の組織再編についても同様の省略が認められる。新会社法の下では、株主の保護を図りながら機動的な組織再編を実現するため、簡易組織再編等の対象となるための量的要件が見直され、「20分の1以下」から「5分の1以下」に拡大したのである²⁰。

また、事業譲渡の相手方が会社の議決権の10分の9以上を有する場合や、吸収合併の相手方が自社の議決権の10分の9以上を有する場合などにも、株主総会の承認決議を省略できることとなった（会社法468条1項、784条1項等。略式事業譲渡、略式合併等）。これは、圧倒的な大株主がいるため株主総会において確実に承認されると予想される事業譲渡・組織再編行為につき、株主総会の開催を不要とし、簡易・迅速な組織再編を可能にするものである²¹。

以上のように、組織再編等の場面でも、株主総会の承認を要するとする規制が緩和されているのである。

19 龍田節『会社法（第10版）』415頁（有斐閣、2005年）。

20 相澤哲＝細川充「新会社法の解説(15) 組織再編行為(下)」商事法務1753号42頁（2005年）。

21 相澤他・前掲脚注20・43頁。

2 規制の不均衡の是正

コーポレート・ガバナンスに関する規制の不均衡の是正の例としては、以下のものが挙げられる。

(1) 有限会社の廃止（有限会社と株式会社の一本化）

有限会社制度は、株式会社の有限責任制と合名会社の簡便さを結びつけて作られたドイツの有限会社（GmbH）を参考に、昭和13年日本に導入されたものである²²。しかし、日本においては、有限会社制度が本来対象としている中小規模企業が有限会社を利用せず、株式会社形態を取る例が少なくなかった。中小規模閉鎖株式会社の経済実態と有限会社のそれは、大きく異なるものではなかった。しかし、法的には両者には多くの相違点があった。そこで、株式会社制度の中に有限会社法制の実質を取り込むことが、むしろ適切な企業形態の選択を促すとの観測の下、新会社法は有限会社を廃止し株式会社に一本化することとしたのである²³。

有限会社と株式会社の一本化に伴い、両者で異なっていた規制について調整がなされることとなった。前述の機関設計もその一つで、非公開中小会社である株式会社においては、従来の有限会社の機関設計（すなわち、株主総会以外の機関として取締役のみ、または取締役と監査役を置くという機関設計）を実現することができるようになっている。

このような調整の例としては、他に、株主総会の決議事項に関する規制が挙げられよう。従来、株式会社の株主総会の決議事項は、法令および定款で規定する事項に限られていた（改正前商法230条ノ10）。これに対し、有限会社の社員総会の決議事項については、明文規定が置かれておらず、会社に関する全ての事項につき、社員総会は決議できるものと解されてい

22 龍田・前掲脚注19・14頁。

23 江頭憲治郎『株式会社法』3頁（2006年、有斐閣）。

た²⁴。新会社法は、取締役会の設置の有無という基準で株式会社を区分し、取締役会設置会社の株主総会の決議事項については従来の株式会社と同様とし（会社法295条2項）、取締役会非設置会社の株主総会の決議事項については従来の有限会社と同様とした（会社法295条1項）のである²⁵。

さらに、取締役の競業行為・利益相反行為の規制が、調整の例としてあげられよう。従来、株式会社の取締役の競業行為・利益相反行為については、取締役会の承認を要するものとされていた（改正前商法264条1項、265条1項）。これに対し、有限会社の取締役の競業行為・利益相反行為については、社員総会の認許を要するものとされていた（廃止前有限会社法29条1項、30条1項）²⁶。新会社法は、こうした規律の不均衡を解消するため、取締役会設置会社の取締役の競業行為・利益相反行為については従来の株式会社と同様とし、取締役会非設置会社の取締役の競業行為・利益相反行為については、株主総会の承認を要することとした²⁷。

(2) 取締役の責任

従来、委員会等設置会社以外の株式会社においては、取締役は、①違法配当、②株主権の行使に関する利益供与、③他の取締役に対する金銭の貸付け、④利益相反取引、⑤法令・定款違反行為、による会社の損害につき賠償責任を負うものとされていた（改正前商法266条1項）。このうち①か

24 江頭・前掲脚注16・286頁。

25 相澤哲＝細川充「新会社法の解説(7) 株主総会等」商事法務1743号19頁（2005年）。

26 競業行為や利益相反行為に「認許」を与えたときは、その行為から会社に損害が生じても取締役の責任を問うことができないとされていた。江頭・前掲脚注16・376頁、383頁。これに対し、改正前商法および現行会社法の下での「承認」には、取締役の責任を完全に免除するという効果はない。江頭・前掲脚注23・396頁。

27 相澤他・前掲脚注8・101頁。

ら④による損害賠償責任は無過失責任と解されていた²⁸。また、①から③による責任の免除は総株主の同意を要し、株主総会・定款または契約による責任軽減規定(改正前商法266条7項以下)の対象外とされていた²⁹。これに対し、委員会等設置会社においては、取締役は任務懈怠による会社の損害につき賠償責任を負うものとされ(廃止前商法特例法21条の17第1項)、また②、④につき賠償責任を負うものとされていた(廃止前商法特例法21条の19、21条の21第1項)³⁰。これは②による責任を除いて過失責任であり(廃止前商法特例法21条の21第1項但書参照)、また②、④による責任を除いて株主総会・取締役会決議または契約による責任軽減規定の対象となった(廃止前商法特例法21条の17第4項ないし7項)。有限会社においては、①、⑤、および認許のない競業取引・利益相反取引による会社の損害につき賠償責任を負うものとされていたが(廃止前有限会社法30条ノ2第

28 ④による責任につき、最判平成12年10月20日民集54巻8号2619頁。ただし、④による責任については、過失責任と解すべきという見解も有力であった。龍田・前掲脚注19・81頁。また、立法論としては過失責任とすべきとするものもあった。江頭・前掲脚注16・401頁。

①による責任についても、無過失責任とする立場が有力であったようである。近藤光男・新版注釈会社法(6) 262頁・266条注釈6。しかし、無過失責任と解することに反対する見解もあった。龍田・前掲脚注19・88頁。また、立法論として過失責任とすることに疑問を呈するものもあった。江頭・前掲脚注16・400頁。

29 ④による責任については、総株主の議決権の3分の2以上の多数の同意により免除が可能であった(改正前商法266条6項)。このような規定が置かれているのは、④による責任が無過失責任とされていることを考慮してのことであると従来説明されていた。しかし、新会社法では④による責任も原則過失責任化したため、この規定を維持する必要性も存しなくなり、削除されている。相澤哲=石井裕介「新会社法の解説(9) 株主総会以外の機関(下)」商事法務1745号24頁(2005年)。

30 ③については特別の規定は置かれず通常の利益相反行為の責任として扱われた。また、①については執行役の責任のみが規定され、取締役の責任としては任務懈怠の責任として扱われた。江頭・前掲脚注16・463頁。

1 項)、社員総会決議等による責任軽減規定は置かれていなかった。

こうした差異については、会社の機関設計の差異により責任の性質の違いを設けることには必ずしも合理性はなく、また、近代私法における責任のあり方は過失責任が原則であり、無過失責任規定は厳格に過ぎるとの批判もなされていた。そこで、新会社法は取締役の会社に対する責任については、取締役が自己のために行った利益相反取引による責任、利益の供与を行った取締役の責任を除き（会社法428条1項、120条4項但書）、過失責任とした³¹。また、全ての株式会社につき株主総会決議による取締役の任務懈怠責任の軽減（会社法425条）、および契約による社外取締役の任務懈怠責任の軽減（会社法427条）を認めた³²。

3 規制強化

コーポレート・ガバナンスに関する規制強化の例としては、以下のものが挙げられる。

(1) 会計監査人の責任

会計監査人も取締役等と同様、任務懈怠による会社の損失につき損害賠償責任を負う（会社法423条1項。廃止前商法特例法9条も同様）。

しかし、従来は、会計監査人については取締役・監査役と異なり責任免除・軽減規定が置かれておらず、また、株主代表訴訟の対象とはされていなかった。このため、経営者の判断で責任免除・軽減ができると解されて

31 相澤他・前掲脚注29・22頁。

32 相澤他・前掲脚注29・25頁。なお、定款による責任軽減が認められるには、取締役が2人以上の監査役設置会社または委員会設置会社であることが要求される（会社法426条1項）。また、取締役が自己のために行った利益相反取引による責任は責任軽減の対象とならず（会社法428条2項）、違法配当や利益供与による責任についても対象外である。

いた³³。

しかし、経営者の判断で責任免除・軽減ができるとすると、会計監査人の職務執行が経営者の意向に左右されることや、責任が追及されないおそれがある。そこで、新会社法はこれを改め、責任免除・軽減規定を置き、会計監査人についても責任免除・軽減できる場合を制限した（会社法424条以下）。また、株主代表訴訟の対象とし、株主による責任追及を可能とした（会社法847条1項）³⁴。

(2) 取締役の任期

従来、株式会社においては、取締役の任期は2年とされていた（改正前商法256条1項）。任期は法定の上限を示すものとされており、定款または選任決議により短縮することは可能とされていた³⁵。なお、委員会等設置会社の取締役の任期は1年とされていた（廃止前商法特例法21条の6第1項）。これに対して、有限会社は任期の規定なく、辞任・解任や欠格事由の発生がない限り任期が続くとされた³⁶。

新会社法は、取締役の任期を原則として2年とし、定款または株主総会決議により短縮することが可能であることを明示した（会社法332条1項）。ただし、委員会等設置会社の取締役の任期は1年であり（会社法332条3項）、また、委員会設置会社を除く非公開会社の取締役の任期は定款により10年まで伸長することが可能となっている（会社法332条2項）。非公開会社については株主の変動がまれであり、頻繁に株主の信任を問う必要がないこと、また選解任による株主のコントロールが公開会社よりは期待できることから、任期の伸長を認めている³⁷。もっとも、非公開会社といえ

33 龍田節・新版注釈会社法（6）575頁・商特9条注釈7。

34 相澤他・前掲脚注29・24頁。

35 江頭・前掲脚注16・340頁。

36 江頭・前掲脚注16・340頁。

37 相澤・前掲脚注10・122頁。

ども、定期的な信任は必要であると考え、延長の上限が設けられている。従来の株式会社からすれば規制緩和といえるが、一方で従来の有限会社からすれば新たに任期の規制が加えられたことになり、規制強化といえる³⁸。

(3) 内部統制システムに関する規制

新会社法の下では、大会社および委員会設置会社においては、取締役（委員会設置会社においては執行役）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備につき、取締役会（取締役会非設置会社においては取締役）が決定することを義務づけている（会社法362条4項6号、5項、会社法施行規則98条等）。また、決定された内容については事業報告に記載されなければならない（会社法施行規則118条2号）、監査役設置会社においては監査役、委員会設置会社においては監査委員会の監査を受けなければならない（会社法施行規則129条1項5号、131条1項2号）。

これは、平成14年商法特例法改正で委員会等設置会社につき設けられていた規制を、大会社一般に拡大したものである。大会社については、活動が社会に与える影響が大きいことから、適正なガバナンスの確保が特に重要である。また、近時、学説および裁判例において、取締役の義務である善管注意義務の一内容として、取締役は内部統制システムの構築義務を負うとされてきた³⁹。こうしたことから、新会社法は上記のような決定、開示、および監査についての規制を設けたものである⁴⁰。こうした規制を設けることで、義務の遂行を確実にし、また促進することができ、社会に大きな影響を与える大規模会社等の経営の健全性の確保が図られるといえよう。

38 相澤他・前掲脚注8・97頁。

39 たとえば大阪地判平成12年9月20日商事法務1573号4頁など。

40 相澤・前掲脚注10・128頁。

なお、内部統制システムに関しては、金融商品取引法⁴¹平成18年改正により、上場会社については新たに二つの義務が課されることとなった。一つは、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書（内部統制報告書）の提出義務である。この内部統制報告書は有価証券報告書とあわせて提出することが要求されており（金融商品取引法24条の4の4第1項）、また、公認会計士または監査法人による監査証明を要することとされている（金融商品取引法193条の2第2項）。もう一つは、有価証券報告書等の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書の提出義務である（金融商品取引法24条の4の2第1項）。金融商品取引法のこれらの規制の導入は、ディスクロージャーの適正性を確保していくために財務統制にかかる内部統制の強化を図るためである⁴²。これらの規制は、米国 Sarbanes-Oxley 法302条および404条を参考として作られたものである（いわゆる「日本版 SOX 法」）。これらは、上場会社の財務報告を中心とした開示に関する内部統制につき一定の基準を要求し、開示の真实性を確保することを旨とするものであるといえる。

三 おわりに

以上見てきたように、新会社法によるコーポレート・ガバナンスの改正は、規制を調整することにより、従来の規制から生じる過剰なコストを削

41 従来の題名は「証券取引法」であったが、平成18年改正により「金融商品取引法」に変更された。これは、法が規制対象とする範囲が証券のみならず集団投資スキームの持分や金融先物などにまで拡大したことを受けてのことである。松尾直彦編著、三井秀範＝池田唯一監修『一問一答金融商品取引法』39頁（商事法務、2006年）。

42 松尾・前掲脚注41・124頁、130頁。

減し、当事者の自治を認めることで迅速・効率的な経営を実現し、また、企業の健全性を確保することを目的としている。こうした改正の影響は、その会社の類型によっても変わってくるであろう。

もっとも、こうした改正の目的が実現できるためには、いくつかの問題をクリアする必要があるだろう。たとえば、新会社法では多くの事項が当事者の選択に委ねられることとなったため、実務がこれを生かすことができるかが問題となろう。経営者にもより高度の法的知識が要求されるようになるとともに、法律専門家のアドバイスが必要となる場面も増大するであろう。

また、改正は、規制緩和によるデメリットがそれによりもたらされるメリットよりも小さいという予測のもと行われている。しかし、規制緩和のデメリットには未知数の部分もある。場合によっては、改正が悪影響をもたらすこともあるかもしれない。経済的・社会的状況を勘案しつつ、規制を再調整することも必要であろう。